

協会けんぽからのお知らせ

退職された方の保険証の

回収

にご協力をお願いします

健康保険被保険者証	本人（被保険者）	00111
		平成26年 6月25日交付
	記号 21700023	番号 21
氏名	キョウカイ 知ウ 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	

退職日の翌日から
使用できません！

※回収した保険証は、必ず資格喪失届に添付し
日本年金機構へご提出ください。



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒732-8512

広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F

電話：082-568-1011

無効の保険証を使用した場合...

①退職時に保険証を返却しない



②無効の保険証で病院受診



④協会けんぽから本人へ
返還請求



7割	3割
協会けんぽ負担	自己負担

※自己負担が3割の場合

③医療機関からの請求(7割)
を協会けんぽが立替払い※

支払いがなければ...



⑤法的手続きにより、
給与・預貯金等差し押さえ

※立替払いした医療費は、皆様のご大切な保険料が使われます。
保険料率に影響いたしますので、必ず保険証を回収してください。



無効の保険証を使用しないために

- ①退職の際、速やかに事業所に保険証を返却しましょう。
- ②退職日の翌日以降は保険証を使用しないようにしましょう。
- ③退職日の翌日以降は保険証が使えないことをご家族にも伝えましょう。